

自治基本条例策定の基本方針

1 条例制定の背景と必要性

第1次分権改革において、2000年の地方分権一括法の制定により、自治体の政策形成の裁量権が拡大され、その根拠となる自治体運営に係る基本理念・原則を条例化することが必要になった。また、地域分権型社会において市民自治を実現するためには、自治体と市民間の信託や自治のルールを明らかにし、市民自治体系を確立することが求められている。

本市においては、これらの時代潮流を捉え、市民自ら自治体経営に参加し、住み続けられる都市像を実現するためのツールとして自治基本条例を策定するものである。自治基本条例の策定は、自治体経営の理念と自治のルールを明らかにすることから、新たなまちづくりへの機運の醸成へとつなげるものである。

【県内制定施行状況】

| | | |
|------------|------|----------------|
| 平成15年 | 4月1日 | 会津坂下町まちづくり基本条例 |
| 平成17年 | 4月1日 | 原町市まちづくり基本条例 |
| 平成17年10月1日 | | 三春町町民自治基本条例 |
| 平成18年 | 1月1日 | 矢祭町自治基本条例 |

2 条例制定の目的

市民ひとり一人が自ら考え行動する市民自治のまちづくりを実現することを目的にする。

3 条例策定の基本的な考え方

- (1) 市民自治を実現すべく市民の権利と義務、市民の信託のかたち、市民参加の手法等を明記して、地域の個性や主体性を尊重しながら市民の一体化を推進する条例づくりに努める。
- (2) 条例策定の背景と意義について、まず職員間で十分議論し共有して、条例策定過程を通して、分権型社会に対応した政策形成に努める。
- (3) 職員・市民の学習の機会と新たな市民自治の機運の醸成を図る。
- (4) 条例策定過程における市民参加は、公募市民を含めた市民委員会の設置を検討するとともに、この委員会に参加できない市民への情報提供や公聴については、市HPや市政モニター、出前講座、市政懇談会、パブリックコメント手続制度などの多様なしくみや機会を活用して、多様な参加のデザインを描く。
- (5) 自治基本条例については自治体の憲法と言われることから、条例間における最高規範性を担保するものの、まちづくりの環境の変化や進捗状況に応じて、その見直しができるものとする。

- (6) 条例策定にあたっては、旧原町市において制定した「原町市まちづくり基本条例」を踏まえながら、本市における新たな自治体運営のルールづくりに努める。
- (7) 自治基本条例については、その趣旨から議会事項を盛り込むことの検討が必要から、議会とは十分な協議をする。

5 条例制定の予定

平成19年12月の上程を予定とし、平成20年4月の条例施行を目指すものである。

6 策定体制

(1) 庁内体制

南相馬市自治基本条例研究会設置要綱に基づき、南相馬市自治基本条例研究会を設置する。

自治基本条例については、まだ確立した定義もなく、条例制定自治体も少ない状況にあり、その策定については職員が自治体運営の基本から学習し、自治基本条例制定の意義について理解を深める必要がある。

本研究会では、自治基本条例のあり方や策定過程における市民参加などを調査研究するとともに、本市の自治の推進に寄与する素案作成をする。

(2) 市民参加の策定体制

条例策定過程の市民参加については、南相馬市自治基本条例研究会において検討するが、南相馬市自治基本条例研究会と市民がともに学び、検討して策定過程を共有する協働作業のプロセスを検討していく。

市民が参加する検討組織については、次の視点に留意する。

① 構成員

本市の自治体運営に関わる条例であることから、市民が参加する検討組織の構成員については、特定の自治区の偏った構成にならないように努める。

また、構成員の中に公募委員の枠を検討する。

② 会議の公開

会議に参加できない市民への情報提供や意見の聴取のあり方、また会議の公開などについては、市民と情報共有をすることに努める。

③ 会議の手法

構成員の想いが一人ひとり反映されるようワークショップの手法の活用等、創造的な会議のあり方を検討する。

南相馬市自治基本条例制定フロー

